

新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として価格及び価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下のとおり区分する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものとし、以下のとおり区分する。

① 特別簡易 i 型

技術力評価の内、地域貢献（特に地域拠点）を重視して評価するもの

② 特別簡易 ii 型

技術力評価の内、地域貢献を重視して評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものとし、以下のとおり区分する。

① 簡易 i 型

技術力評価の内、災害活動や修繕協力等の実績を重視して評価するもの

② 簡易 ii 型

技術力評価の内、企業の施工能力を重視して評価するもの

③ 簡易 iii 型

工事毎に基準を定め評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、水道局が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る具体的な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術提案に係る具体的

な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(工事の選定)

第3条 総合評価方式による工事の選定に当たっては、以下の基準による。

(1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事

技術的な工夫の余地が小さい工事で、新潟市水道局請負工事等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が適当と認める工事

(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

以下の一に該当する工事で、審査委員会が適当と認める工事

ア 総合的なコスト縮減に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 社会的要請への対応に関する技術提案

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

エ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

(技術評価委員会の設置)

第4条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、技術評価委員会を設ける。

2 技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(入札参加資格)

第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、新潟市水道局建設工事一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定を適用する。

(施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価)

第6条 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技術資料により行う。

(1) 特別簡易型

① 特別簡易 i 型

ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第1号）

イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）

ウ 配置予定技能者の能力確認資料（別記様式第 3 号）

エ 工事成績

② 特別簡易 ii 型

ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第 1 号）

イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）

ウ 配置予定技能者の能力確認資料（別記様式第 3 号）

エ 工事成績

（2）簡易型

① 簡易 i 型

ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第 1 号）

イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）

ウ 配置予定技能者の能力確認資料（別記様式第 3 号）

エ 施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書（別記様式第 4 号）

オ 工事成績

② 簡易 ii 型

ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第 1 号）

イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）

ウ 施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書（別記様式第 4 号）

エ 工事成績

③ 簡易 iii 型

その都度個別に定める資料

（3）標準型

ア 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（別記様式第 1 号）

イ 配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第 2 号）

ウ 発注者が標準として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画（以下「技術提案」という。）を記した技術提案書（別記様式第 5 号）

エ 工事成績

（4）高度技術提案型

その都度個別に定める資料

（入札公告）

第 7 条 総合評価方式を行おうとする場合は、要綱第 4 条に規定する入札公告（以下「公告」という。）において、入札参加希望者に技術資料の提出を求める。

2 前項の規定により公告を行う場合においては、次に掲げる事項を明示するものとする。

（1）当該工事が総合評価方式の対象工事であること。

（2）総合評価の方法及び落札者の決定方法

（3）技術資料の提出方法

- (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
- (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

(入札参加申請及び書類の準備・提出)

第8条 総合評価方式による入札に参加しようとする者（以下この条において「入札参加希望者」という。）は、公告に定める期間及び方法により一般競争入札参加申請を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して行わなければならない。

- 2 入札参加希望者は、第6条各号に掲げる当該入札の対象となる工事の区分に応じ、それぞれ同条各号に定める技術資料を技術資料等の提出について（別記様式第6号）に添えて公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。
- 3 第1項の入札参加申請を行った者は、入札日までに要綱第5条第2項に掲げる入札参加資格審査書類及び技術資料を証明する書類を用意しておかなければならない。
- 4 入札参加申請をした者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて入札日までに要綱第5条第3項に掲げる入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。
- 5 第15条に規定する落札候補者の公開までは、入札参加申請者を非公開とする。

(入札及び開札)

第9条 入札参加者は、公告に定める期間及び方法により入札しなければならない。

- 2 開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

(技術資料の評価)

第10条 第8条第2項の規定により提出された技術資料は、第4条第1項に規定する技術評価委員会により評価を行う。

- 2 技術資料の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。
- 3 第6条第1項第2号に規定する簡易な施工計画書若しくは同項第3号に規定する技術提案書の内容が白紙のとき又は公告で定める期間に提出しないときは、その入札は失格とする。

(学識経験者への意見聴取)

第11条 管理者は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）並びに同法施行規則第12条の4の規定により、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項において学識経験者から意見を聴取するため、水道局に新潟市水道局総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

4 アドバイザー制度運営等に関し必要な事項は別に定める。

(技術提案の改善)

第12条 技術評価委員会は、技術提案において、内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は、提案者に対し、当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができる。

2 前項の場合において、技術評価委員会は、透明性、公正性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。

(高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額)

第13条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。

2 前項の場合において、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴くものとする。

(総合評価の方法及び落札候補者の決定)

第14条 総合評価の方法は、予定価格の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料について、各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点（以下「評価点」という。）とする加算方式によるものとする。

2 価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。

3 第1項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となった者の入札価格が新潟市水道局低入札価格調査実施要領第3条に該当する場合は、低入札価格調査を行う。

4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(落札候補者の公開と疑義照会)

第15条 第10条第1項の規定により技術資料の評価を行った者は、前条に規定する落札候補者の決定に関し、評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。

2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは、速やかに次の事項を公開しなければならない。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札金額
- (3) 各入札参加者の価格評価点
- (4) 各入札参加者の技術評価点
- (5) 各入札参加者の評価点

3 入札参加者は、前項の規定により公開された評価点等について、疑義の照会をすることができる。

4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答すると

もに、公開するものとする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第16条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日（その日が新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項各号に規定する日に当たる場合については、これらの日の翌日）までに、第8条第3項及び第4項で規定した入札参加資格審査書類、技術資料を証明する書類並びに要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類の提出について（要綱別記様式第5号）を持参又は電子メールにより提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格審査書類等を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために管理者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第17条 要綱第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同条第3項中「入札の次順位者」とあるのは「評価点の次順位者」と、同条第6項中「4日」とあるのは「8日」と読み替えるものとする。

(技術資料の担保)

第18条 落札者となったものが、契約後、その者の責により、第8条第2項の規定により提出された技術資料の内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。

(1) 技術資料の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。

(2) 新潟市水道局工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、マイナス評価とする。

(技術資料の秘密の保持)

第19条 管理者は、第8条第2項の規定により提出された技術資料について、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これを公開しないものとする。

(技術提案内容の使用)

第20条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、水道局が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りではない。

(書類等の作成費用)

第21条 入札参加申請者が技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

(その他)

第22条 この要領に定めない事項及びこれによりがたい事項については、要綱によるもののほか必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

地域貢献度等・企業の技術力確認資料

工事名: _____ 会社名: _____

災害時活動実績の有無(過去15ヶ年度)の有無	有 ・ 無
------------------------	-------

夜間等緊急配水管修繕工事登録の有無	有 ・ 無
-------------------	-------

緊急対応又は配水管等修繕実績の有無(前年度)	有 ・ 無
------------------------	-------

新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無	有 ・ 無
----------------------	-------

ISO等の認証実績 (該当する箇所を○で囲む)	ISO9001 ・ ISO14001 ・ エコアクション21 ・ 無し
----------------------------	-------------------------------------

同種・類似工事の実績 ※実績がない場合は、「該当なし」等を記入してください。

工 事 名 (工 事 番 号 等)		
発 注 者 の 名 称		
工 事 場 所		
工 期		
契 約 金 額 (円) 最終請負金額(税込み)		
受 注 形 態	単体・共同企業体の別	
	出 資 比 率	
工 事 概 要 (構造・形式／規模・寸法等)		

注) 同種・類似工事の実績の記載について

入札公告の総合評価方式個別説明書の条件を満たす過去15ヶ年度の工事実績について記載してください。

※ 入札公告の総合評価方式個別説明書の技術資料作成に関する事項を参照してください。

配置予定技術者の能力確認資料

工事名:

会社名:

主任技術者又は 監理技術者の区分						
フリガナ 氏 名						
所 属 会 社 名						
雇用関係開始年月日						
法 定 資 格 等	種 類					
	取 得 年					
	登 録 等 番 号					
同 種 ・ 類 似 工 事 実 績	工 事 名 (工 事 番 号 等)					
	発注者の名称					
	工 事 場 所					
	工 期					
	契 約 金 額 最終請負金額(税込み)					
	従 事 役 職					
	従 事 期 間					
工 事 概 要 (構造・形式／規模・寸法等)						

注) 1 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、5人まで記載できます。

2 配置予定技術者の法定資格を記入してください。

3 入札公告の総合評価方式個別説明書の条件を満たす配置予定技術者の過去15ヶ年度の工事実績を記載してください。

※ 入札公告の総合評価方式個別説明書の技術資料作成に関する事項を参照してください。

配置予定技能者の能力確認資料

工事名: _____ 会社名: _____

技能者の資格等						
フリガナ 氏 名						
所 属 会 社 名						
雇用関係開始年月日						
資格等	資格等の取得年月日					
	登 録 等 番 号 等					

注) 1 技術資料提出時に配置予定技能者が特定できない場合は、5人まで記載できます。
2 入札参加企業に従事する技能者がいない場合や、資格等がない場合は「該当なし」等を記入してください。
※ 入札公告の総合評価方式個別説明書の技術資料作成に関する事項を参照してください。

簡 易 な 施 工 計 画 書
(施工上の課題に対する技術的所見)

工事名: _____ 会社名:裏面に記載してください。(両面印刷)

■施工上の課題	
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画

(裏面)

会社名：

注意事項

技術資料の作成にあたっては以下の点に注意して作成してください。なお、本事項と個別説明書に記載された事項に相違がある場合は、個別説明書に記載された内容を優先いたします。

注1	【用紙の枚数】	① 簡易な施工計画は、本様式(A4版)を用い個別説明書に指定された枚数内で簡潔、かつ、分かりやすく記述してください。 ② 文章を補完するためのイラスト・イメージ図は、A4用紙を用い個別説明書に指定された枚数を限度として添付できます。
注2	【文字の大きさ】	① 所見を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、書体は任意とします。
注3	【用紙の体裁】	① 印刷したとき、左右の余白が20ミリメートルとなるように設定してあります。ページ設定の変更を行わないでください。 ② 最大行数は55行としています。55行を超える文字の入力、行の挿入等の操作を行わないでください。 ③ 「項目」欄と「具体的な施工計画」欄を区切る枠線の位置は変更しないでください。また、「項目」欄と「具体的な施工計画」欄を跨ぐ記載や欄外への記載はしないでください。 ※ 公平な競争を行う上で上記事項の厳守にご協力ください。
注4	【提案の内容】	① 「簡易な施工計画」における具体的な施工計画の提案について、仕様書若しくは特記仕様書、又は設計書に記載されているもの若しくは施工条件として提示されているものを、そのまま提案していただいても評価の対象となりません。 ② 「簡易な施工計画」における具体的な施工計画の提案において、提案にかかる費用負担の増減については、設計変更の対象としないこととしております。提案にあたって、ご注意ください。 ③ 提出者(共同体の構成員を含む)及び協力企業等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)は記載しないでください。 ④ 目的物(構造物)の所要性能が低下する内容の提案はできません。 ⑤ 提案内容を作成する際、地元各関係機関や自治会・住民などに対して調査や調整は行わないでください。 ⑥ 提案内容が曖昧であるなど実施内容が不明確な事項は、評価の対象としません。 ⑦ 提案内容が他社と同一又はその疑いがある場合には、失格及び処分の対象となります。

技 術 提 案 書

工事名： _____ 会社名：裏面に記載してください。(両面印刷)

■技術提案事項	
技 術 提 案 内 容	

(裏面)

会社名：

注意事項

技術資料の作成にあたっては以下の点に注意して作成してください。なお、本事項と個別説明書に記載された事項に相違がある場合は、個別説明書に記載された内容を優先いたします。

注1	【用紙の枚数】	① 技術提案書は、本様式(A4版)を用い個別説明書に指定された枚数内で簡潔、かつ、分かりやすく記述してください。 ② 必要に応じて構造図等をA4用紙を用い個別説明書に指定された枚数を限度として添付できます。
注2	【文字の大きさ】	① 提案内容を記述する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、書体は任意とします。
注3	【用紙の体裁】	① 印刷したとき、左右の余白が20ミリメートルとなるように設定してあります。ページ設定の変更を行わないでください。 ② 最大行数は55行としています。55行を超える文字の入力、行の挿入等の操作を行わないでください。 ※ 公平な競争を行う上で上記事項の厳守にご協力ください。
注4	【提案の内容】	① 提案については、仕様書若しくは特記仕様書、又は設計書に記載されているもの若しくは施工条件として提示されているものを、そのまま記載していただいても評価の対象となりません。 ② 提案内容において、提案にかかる費用負担の増減については、設計変更の対象としないこととしております。提案にあたって、ご注意ください。 ③ 提出者(共同体の構成員を含む)及び協力企業等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)は記載しないでください。 ④ 目的物(構造物)の所要性能が低下する内容の提案はできません。 ⑤ 他機関及び他工事等との協議・調整が必要となる提案、またはそのおそれのある提案をすることはできません。地元各関係機関や自治会・住民などに対して調査や調整は行わないでください。 ⑥ 提案内容が曖昧であるなど実施内容が不明確な事項は、評価の対象としません。 ⑦ 提案内容が他社と同一又はその疑いがある場合には、失格及び処分の対象となります。

技術資料等の提出について

年 月 日

（あて先）新潟市水道事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者
（電話番号

入札公告に示された技術資料を下記のとおり提出します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事番号，工事名
- 3 提出する技術資料（添付書類を含む）

様 式	題 目	○で囲む
別記様式第 1 号	地域貢献度・企業の技術力確認資料	有・無
別記様式第 2 号	配置予定技術者の能力確認資料	有・無
別記様式第 3 号	配置予定技能者の能力確認資料	有・無
別記様式第 4 号	簡易な施工計画書	有・無
別記様式第 5 号	技術提案書	有・無